

## 男女共同参画に関する意識・実態調査

この調査の実施にあたり、県内にお住まいの20歳以上の方々の中から、3,000人を無作為に選ばせていただいたところ、あなた様にご意見をお伺いすることになりました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- お答えいただいた内容は、行政上の基礎資料として活用することを目的としておりますので、他の目的に利用することはありません。
- この調査では、あなたのお名前やご住所をお答えいただく必要はありません。
- 調査の結果は、統計的に処理し公表いたしますが、お答えいただいた方の個人名や回答内容など、個々のお答えの内容やみなさまの個人情報公表されることはありません。

### ご記入にあたってのお願い

- ① ご記入は、あて名のご本人にお願いいたします。
- ② お答えは、1つだけ回答していただくものと、複数（あてはまるものすべて）回答していただくものがありますので、説明に従って回答してください。  
また、○印は、番号を囲むようにつけてください。 例) 1
- ③ お答えが「その他」にあてはまる場合は、  
( ) 内にその内容を具体的に記入してください。
- ④ 設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、注意書きをよくお読みください。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

**9月24日（月）までに投函してください。**

（お名前やご住所の記入は不要です）

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

**埼玉県 県民生活部 男女共同参画課 担当：川口、倉持**

**〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1**

**電話：048-830-2921（直通） FAX：048-830-4755**

**E-mail：a2920@pref.saitama.lg.jp**

## 男女平等に関する意識についてお伺いします

問1. あなたは、現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。次の(1)～(8)のそれぞれについてあなたの考えに近いものを選んでください。

(それぞれ1つずつに○)

	いる 平等になっ て	いな い 平等になっ て	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
(1) 家庭生活で	1	2	3	4
(2) 学校教育の場で	1	2	3	4
(3) 職場で	1	2	3	4
(4) 政治の場で	1	2	3	4
(5) 自治会等の地域活動の場で	1	2	3	4
(6) 社会通念や風潮(習慣・しきたり)などで	1	2	3	4
(7) 法律や制度の上で	1	2	3	4
(8) 社会全体の中で	1	2	3	4

問2. 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考えに同感しますか。(1つだけに○)

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 同感する → 問2-1 へ  | 3. どちらともいえない |
| 2. 同感しない → 問2-2 へ | 4. わからない     |

**【問2. で、「1. 同感する」と回答した方に】**

問2-1. 同感する理由を教えてください。(1つだけに○)

1. 日本の伝統・美德だと思うから
2. 性別で役割分担をした方が効率が良いと思うから
3. 子どもの成長にとって良いと思うから
4. 個人的にそうありたいと思うから
5. その他 ( )
6. 理由を考えたことはない

**【問2. で、「2. 同感しない」と回答した方に】**

問2-2. 同感しない理由を教えてください。(1つだけに○)

1. 男女平等に反すると思うから
2. 女性が家庭のみでしか活躍できないことは、社会にとって損失だと思うから
3. 男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから
4. 少子高齢化により労働力が減少し、女性も仕事をする必要があると思うから
5. 一方的な考え方を押しつけるのは良くないと思うから
6. その他 ( )
7. 理由を考えたことはない

問3. テレビ、映画、新聞、雑誌、インターネットなどメディアでの性別による固定的な役割分担の表現や、女性に対する暴力、性の表現について、あなたはどのように考えますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 性別による固定的な役割分担を助長する表現が目立つ           |
| 2. 女性の性的側面を過度に強調するなど、行過ぎた表現が目立つ       |
| 3. 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている          |
| 4. 女性に対する犯罪を助長するおそれがある                |
| 5. そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない |
| 6. その他 ( )                            |
| 7. 特に問題はない                            |

**家庭生活・子育てについてお伺いします**

問4. あなたの家庭では、次の(1)～(8)のことについて、主に男性、女性のどちらが行なっていますか。(それぞれ1つずつに○)

	主として男性	共同して分担	主として女性	その他	該当しない
(1) 家事(炊事・洗濯・掃除など)	1	2	3	4	5
(2) 子育て(子どもの世話、しつけ、教育など)	1	2	3	4	5
(3) 介護(介護の必要な親の世話、病人の介護など)	1	2	3	4	5
(4) 地域の行事への参加	1	2	3	4	5
(5) 自治会、PTA活動	1	2	3	4	5
(6) 生活費の確保	1	2	3	4	5
(7) 家計の管理	1	2	3	4	5
(8) 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4	5

問5. 次の(1)～(8)のことについて、主に男性、女性のどちらが担う方がよいと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(それぞれ1つずつに○)

	男性が主としてすべき	共同して分担すべき	女性が主としてすべき	その他
(1) 家事(炊事・洗濯・掃除など)	1	2	3	4
(2) 子育て(子どもの世話、しつけ、教育など)	1	2	3	4
(3) 介護(介護の必要な親の世話、病人の介護など)	1	2	3	4
(4) 地域の行事への参加	1	2	3	4
(5) 自治会、PTA活動	1	2	3	4
(6) 生活費の確保	1	2	3	4
(7) 家計の管理	1	2	3	4
(8) 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4







問11. あなたは、女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けるためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の(1)～(8)のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ1つずつに○)

	とても重要	重要	あまり重要でない	まったく重要でない
(1) パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加	1	2	3	4
(2) パートナー（男性）以外の家族の理解や家事・育児などへの参加	1	2	3	4
(3) 保育施設や学童保育の充実	1	2	3	4
(4) 福祉施設やホームヘルパーの充実	1	2	3	4
(5) 労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入	1	2	3	4
(6) 企業経営者や職場の理解	1	2	3	4
(7) 育児・介護休業などの休暇制度の充実	1	2	3	4
(8) 昇進・昇給などの職場での男女平等の確保	1	2	3	4

問12. あなたは、女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の(1)～(7)のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ1つずつに○)

	とても重要	重要	あまり重要でない	まったく重要でない
(1) 家族の理解や家事・育児などへの参加	1	2	3	4
(2) 子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実	1	2	3	4
(3) 就職情報や職業紹介などの相談機関の充実	1	2	3	4
(4) 技能習得のための職業訓練の充実	1	2	3	4
(5) 企業経営者や職場の理解	1	2	3	4
(6) 企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実	1	2	3	4
(7) フレックスタイム制度、短時間勤務制度の導入や介護休業などの休暇制度の充実	1	2	3	4

問13. あなたは、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。(3つまでに○)

- 1. 給与等の男女間格差をなくすこと
- 2. 年間労働時間を短縮すること
- 3. 代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること
- 4. 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること
- 5. 育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること
- 6. 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること
- 7. 在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること
- 8. 職業上、必要な知識・技術等の職業訓練を充実すること
- 9. 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
- 10. 男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること
- 11. 男性が家事や育児を行う能力・機会を高めること
- 12. その他 ( )
- 13. わからない

**男女の社会参画についてお伺いします**

問14. あなたは、地方自治体（県や市町村）などの施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。(1つだけに○)

- |                |                 |           |
|----------------|-----------------|-----------|
| 1. 十分反映されている   | 3. あまり反映されていない  | } 問14-1 へ |
| 2. ある程度反映されている | 4. ほとんど反映されていない |           |
|                | 5. どちらともいえない    |           |

【問14. で、「3. あまり反映されていない」または「4. ほとんど反映されていない」と回答した方に】

問14-1. 反映されていない理由は何だと思いますか。(3つまでに○)

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 1. 女性議員が少ない                  | 6. 女性自身が消極的       |
| 2. 行政機関の管理職に女性が少ない           | 7. 男性の意識、理解が足りない  |
| 3. 審議会や委員会に女性が少ない            | 8. 社会のしくみが女性に不利   |
| 4. 自治会長や組合団体、地域組織リーダーに女性が少ない | 9. 女性の能力に対する偏見がある |
| 5. 女性自身の意欲や責任感が乏しい           | 10. その他 ( )       |



問15. あなたは、今後どのような分野で、特に女性の参画が進むべきだと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 国会・県議会・市町村議会等の議員	7. 建設業などの女性の少ない職場
2. 国の省庁、県庁、市町村の役所等	8. 理工系などの女性の少ない分野の学生
3. 弁護士、医師などの専門職	9. 大学、研究所などの研究者
4. 自治会、PTAなどの役員	10. 農林業団体などの役職
5. 企業の管理職、労働組合の幹部	11. その他
6. 国連などの国際機関	( )

問16. 「男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきである」(＝ポジティブアクション)という考え方について、あなたはどのように思いますか。

(1つだけに○)

1. 賛成する	4. どちらかといえば反対する
2. どちらかといえば賛成する	5. 反対する
3. どちらともいえない	

問17. あなたは、どのような活動を通じて社会に役立ちたいと思いますか。次の(1)～(16)の中から、①これまでに行ったことのある活動、また、②今後行いたい活動についてそれぞれお答えください。(それぞれ5つまでに○)

	①これまでに行なったことのある活動	②今後行いたい活動
(1) 国際交流(協力)に関する活動	1	1
(2) 公共施設での活動	2	2
(3) 青少年健全育成に関する活動(ボーイスカウト・ガールスカウト活動、子ども会など)	3	3
(4) 交通安全に関する活動(子どもの登下校時の安全監視など)	4	4
(5) 保健・医療・衛生に関する活動(病院ボランティアなど)	5	5
(6) 募金活動、チャリティバザー	6	6
(7) 自主防災活動や災害援助活動	7	7
(8) 体育、スポーツ・文化に関する活動(スポーツ・レクリエーション指導、祭り、学校でのクラブ活動における指導など)	8	8
(9) 家事や子どもの養育を通じて	9	9
(10) 自分の職業を通じて	10	10
(11) 自然・環境保護に関する活動(環境美化・清掃活動、リサイクル活動、牛乳パックの回収など)	11	11
(12) 社会福祉に関する活動	12	12

	①これまでに行なったことのある活動	②今後行いたい活動
(13) 町内会や自治会などの地域活動	13	13
(14) 保育園・幼稚園・学校などのPTA活動	14	14
(15) その他（ ）	15	15
(16) 特にない	16	16

## 女性に対する暴力についてお伺いします

問18. あなたは、次の(1)～(14)のようなことが夫婦(事実婚や別居中を含む)の間で行われた場合、それをどのように感じますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ1つずつに○)

	どんな場合でも暴力にあたる	もそうでない場合もある	暴力にあたる場合は思わない
(1) 骨折させる	1	2	3
(2) 打ち身や切り傷などのケガをさせる	1	2	3
(3) 身体を傷つける可能性のある物でなぐる、突き飛ばしたり壁にたたきつけたりする	1	2	3
(4) 平手でぶつ、足でける	1	2	3
(5) 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
(6) なぐるふりをして、おどす	1	2	3
(7) 物を投げつける、ドアをけったり壁に物を投げて、おどす	1	2	3
(8) 大声でどなる、「役立たず」とか、「能なし」などと言う	1	2	3
(9) 持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3
(10) 何を言っても、長期間無視し続ける	1	2	3
(11) 交友関係、電話、メール、郵便物を細かく監視する	1	2	3
(12) いやがるのに性的な行為を強要する	1	2	3
(13) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
(14) 必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3



**問20.** あなたはこれまでに、あなたの配偶者から（1）～（4）のような行為をされたことがありますか。（それぞれ1つずつに○）

	1、 2度あった	何 度も あった	ま った く な い
(1) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する行為を受けた	1	2	3
(2) 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
(3) いやがっているのに、性的な行為を強要された	1	2	3
(4) 必要な生活費を渡されない、仕事を無理やり辞めさせられて経済的に弱い立場に立たされた	1	2	3

問 20-1 へ

【問20. で、「1. 1、2度あった」または「2. 何度もあった」に1つでも回答した方に】

問20-1. あなたが、その相手の行為を受けたのはいつごろですか。

（それぞれ1つずつに○）

	こ の 1 年 に	こ の 2 ～ 5 年 に	そ れ 以 前 に
(1) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する行為を受けた	1	2	3
(2) 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
(3) いやがっているのに、性的な行為を強要された	1	2	3
(4) 必要な生活費を渡されない、仕事を無理やり辞めさせられて経済的に弱い立場に立たされた	1	2	3

**問20-2.** あなたはこれまでに、その相手の行為によって、命の危険を感じたことはありますか。（1つだけに○）

1 . 感じたことがある	2 . 感じたことはない
--------------	--------------

**問20-3.** あなたはこれまでに、その相手の行為によって、ケガをしたり、医師の治療を受けたことがありますか。(1つだけに○)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. ケガをして医師の治療を受けた                    |
| 2. ケガをして医師の治療が必要となる程度であったが、治療は受けなかった |
| 3. ケガをしたが、医師の治療が必要にならない程度であった        |
| 4. ケガはしなかった                          |

**問20-4.** あなたが、その行為を受けた時に、あなたのお子さんはそれを目撃しましたか。(1つだけに○)

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 1. 目撃していた           | 3. 目撃していない |
| 2. 目撃していたかどうかはわからない | 4. 子どもはいない |

**問20-5.** その相手は、あなたのお子さんに対して、あなたがされていたのと同じ行為をしたことがありますか。(1つだけに○)

- |          |            |
|----------|------------|
| 1. あった   | 3. なかった    |
| 2. わからない | 4. 子どもはいない |

**問20-6.** あなたは、その受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(1つだけに○)

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 相談した → 問20-7 へ          |
| 2. 相談できなかった → 問20-8 へ      |
| 3. 相談しようとは思わなかった → 問20-8 へ |

**【問20-6で、「1. 相談した」と回答した方に】**

**問20-7.** あなたが、相談した人(場所)を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- |                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 1. 家族・親せき                           | 7. 男女共同参画センター・女性センター |
| 2. 友人・知人                            | 8. その他の公的機関          |
| 3. 警察                               | 9. 弁護士               |
| 4. 人権擁護委員                           | 10. 医師・カウンセラー        |
| 5. 役所の相談窓口・電話相談など                   | 11. 民間の相談機関          |
| 6. 配偶者暴力相談支援センター・<br>婦人相談センター・女性相談員 | 12. その他<br>( )       |



【問21-1で、「1. 10代にあった」「2. 20代にあった」「3. 両方ともあった」に1つでも回答した方に】

問21-2. あなたが、相談した人（場所）を教えてください。

（あてはまるものすべてに○）

1. 家族・親せき	8. 男女共同参画センター・女性センター
2. 友人・知人	9. その他の公的機関
3. 学校の教員・養護教員・スクールカウンセラー	10. 弁護士
4. 警察	11. 医師・カウンセラー
5. 人権擁護委員	12. 民間の相談機関
6. 役所の相談窓口・電話相談など	13. その他
7. 配偶者暴力相談支援センター・婦人相談センター・女性相談員	（ ）
	14. 誰（どこ）にも相談しなかった

問22. あなたはこれまでに、職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。（それぞれあてはまるものすべてに○）

	職場	学校	地域
(1) いやがっているのに卑猥な話を聞かされた	1	2	3
(2) 「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方をされた	1	2	3
(3) 異性に身体をさわられた	1	2	3
(4) 宴会でお酒やデュエットを強要された	1	2	3
(5) 交際を強要された	1	2	3
(6) 性的行為を強要された	1	2	3
(7) 性的な噂をたてられた	1	2	3
(8) 結婚や異性との交流についてしつこく聞かされた	1	2	3
(9) 容姿について傷つくようなことを言われた	1	2	3
(10) 帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした	1	2	3
(11) プライバシーに関することや性的な内容の手紙や電話を受けた	1	2	3
(12) ノード写真や卑猥な雑誌を目につくところに置かれたり、はられたりした	1	2	3
(13) その他（ ）	1	2	3
(14) 特にない	1	2	3

## 男女共同参画を推進するための取組についてお伺いします

問23. あなたは(1)～(14)の男女共同参画に関する社会の動きや言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。(それぞれ1つずつに○)

	内容を知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない
(1) 埼玉県男女共同参画推進条例	1	2	3
(2) 埼玉県男女共同参画推進プラン・埼玉県男女共同参画基本計画	1	2	3
(3) 埼玉県DV防止基本計画(配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	1	2	3
(4) 男女共同参画社会	1	2	3
(5) ジェンダー(社会的性別)	1	2	3
(6) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
(7) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
(8) DV(ドメスティック・バイオレンス)	1	2	3
(9) デートDV(交際相手からの暴力)	1	2	3
(10) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)	1	2	3
(12) 育児休業・介護休業法	1	2	3
(13) 男女雇用機会均等法	1	2	3
(14) 短時間勤務制度	1	2	3

問24. 埼玉県には男女共同参画を推進するための拠点として、さいたま新都心に「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」があります。あなたは、この施設を利用したことはありますか。(1つだけに○)

1. 利用したことがある	2. 利用はしていないが、知っている	3. 知らない
--------------	--------------------	---------



問25. あなたは、この「With You さいたま」にどのような役割を期待しますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 男女共同参画に関する幅広い情報、書籍、資料等の収集・提供
2. 講演会、シンポジウム、フェスティバル（活動発表、交流の場）等の企画、開催
3. 女性相談窓口の機能の充実
4. 男性向けの講座・相談窓口の充実
5. DV 被害者向けの相談・支援窓口の充実
6. 自主的な学習活動、ボランティア団体・NPO の活動支援
7. 就職講座や起業講座等による女性の就業支援
8. 地域づくり、ボランティアなどチャレンジしたい女性への支援
9. 同じ悩みを抱えている人へのネットワーク支援
10. いつでも誰でも立ち寄れる交流の場
11. 調査・研究機能の充実
12. 市町村職員向けの研修や市町村が行う活動支援の充実
13. その他（ )

問26. 今後、男性も女性も、ともに社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくためには、あなたは、どのようなことが特に必要だと思いますか。(1つだけに○)

1. 法律や制度上の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること
2. 男女の固定的な役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
3. 男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること
4. 子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること
5. 男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実を図ること
6. 男性も女性も経済力保持、知識・技術の習得など、積極的に力の向上を図ること
7. 就労の場の待遇に性別による差別がないようにすること
8. 行政や企業などの重要な役職など女性の少ない分野に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
9. その他（ )

## あなたご自身についてお伺いします

F1. 性別をお答えください。(1つだけに○)

1. 女性	2. 男性
-------	-------

F2. あなたの年齢をお答えください。(1つだけに○)

1. 20～24歳	5. 40～44歳	9. 60～64歳
2. 25～29歳	6. 45～49歳	10. 65～69歳
3. 30～34歳	7. 50～54歳	11. 70歳以上
4. 35～39歳	8. 55～59歳	

F3. あなたの職業をお答えください。(1つだけに○)

1. 会社員・団体職員	5. 専業主婦・専業主夫
2. 自由業・自営業・家業	6. 学生
3. パート・アルバイト	7. 無職
4. 公務員・教員	8. その他 ( )

F4. あなたの最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。(1つだけに○)

1. 中学校	4. 短期大学、高等専門学校
2. 高等学校	5. 4年生大学、大学院
3. 専門学校、各種学校	6. その他 ( )

F5. あなたは結婚されていますか。(1つだけに○)

1. 結婚している	2. 結婚していたが、離別・死別した	3. 結婚していない
→ F5-1 へ	→ F6 へ	→ F6 へ

**【F5. で、「1. 結婚している」と回答した方に】**

F5-1. あなたの配偶者の年齢をお答えください。(1つだけに○)

1. 20～24歳	5. 40～44歳	9. 60～64歳
2. 25～29歳	6. 45～49歳	10. 65～69歳
3. 30～34歳	7. 50～54歳	11. 70歳以上
4. 35～39歳	8. 55～59歳	

## F5-2. あなたの配偶者の職業をお答えください。(1つだけに○)

1. 会社員・団体職員	5. 専業主婦・専業主夫
2. 自由業・自営業・家業	6. 学生
3. パート・アルバイト	7. 無職
4. 公務員・教員	8. その他( )

## F5-3. あなたの配偶者の最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。(1つだけに○)

1. 中学校	4. 短期大学、高等専門学校
2. 高等学校	5. 4年生大学、大学院
3. 専門学校、各種学校	6. その他( )

## F6. あなたには子どもがいますか。(1つだけに○)

1. いる → F6-1 へ	2. いない → F7 へ
----------------	---------------

## 【F6. で、「1. いる」と回答した方に】

## F6-1. あなたの一番下のお子さんは、現在次のどれにあてはまりますか。(1つだけに○)

1. 3歳未満	5. 高校生
2. 3歳以上就学前	6. 大学生、大学院生 (高専、短大、専門学校を含む)
3. 小学生	7. 社会人
4. 中学生	

## F7. あなたの現在の世帯構成は次のどれにあてはまりますか。(1つだけに○)

1. 単身世帯(一人住まい)	4. 3世代世帯(親と子どもと孫)
2. 1世代世帯(夫婦のみ)	5. その他( )
3. 2世代世帯(親と子ども)	

